

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                           | 事業者の所在地                 | 営業所の名称      | 営業所の所在地                          | 行政処分等の内容        | 主な違反の条項              | 違反行為の概要   | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------|-------------|----------------------------------|-----------------|----------------------|---|-------|-------|
| 令和5年8月1日  | 築野運輸株式会社(法人番号7170001011015)代表者築野卓夫   | 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2501番地の3 | 本社          | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2501番地の3        | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業法第9条第1項     | 令和5年1月13日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)運転者台帳【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)  | 1     | 1     |
| 令和5年8月2日  | 株式会社千都(法人番号3150001020913)代表者三村正和     | 奈良県香芝市今泉469番地32         | 本社          | 奈良県香芝市今泉469番地32                  | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年1月17日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)   | 3     | 3     |
| 令和5年8月4日  | 丹後西濃運輸株式会社(法人番号4130001044038)代表者澤井吉春 | 京都府舞鶴市上安1506            | 舞鶴          | 京都府舞鶴市上安小字薬師1482-3               | 文書警告            | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年2月3日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項) | 0     | 0     |
| 令和5年8月4日  | 株式会社グローリー(法人番号7130001062458)代表者高橋良太  | 京都府京都市山科区東野中井ノ上町9番地の38  | 本社          | 京都府京都市伏見区淀生津町674番、658番、663番、671番 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年10月4日及び同年10月18日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)  | 3     | 3     |
| 令和5年8月7日  | 株式会社グランドステージ(法人番号1130002019289)東山武士  | 京都府京都市伏見区久我石原町9-227     | アンテロープキャニオン | 京都府京都市伏見区久我石原町9-227              | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第4項    | 令和5年1月17日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)   | 1     | 1     |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                              | 事業者の所在地            | 営業所の名称 | 営業所の所在地             | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項              | 違反行為の概要  | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|---|--------------------|--------|---------------------|----------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年8月7日  | 有限会社渡辺建設(法人番号6140002022980)代表者渡邊弘輔      | 兵庫県神戸市垂水区桃山台5丁目1-2 | 本社     | 兵庫県神戸市垂水区朝谷町519-160 | 文書警告     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年6月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記録の保存】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項) | 0     | 0     |
| 令和5年8月9日  | 株式会社サカイ引越センター(法人番号6120101002720)代表者田島哲康 | 大阪府堺市堺区石津北町56      | 豊中支社   | 大阪府豊中市服部寿町3-17-5    | 文書警告     | 貨物自動車運送事業法第17条第4項    | 公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)   | 0     | 0     |
| 令和5年8月21日 | 播調運輸株式会社(法人番号6140001060750)代表者山口正三      | 兵庫県姫路市野里947        | 本社     | 兵庫県姫路市野里字大日河原944-1  | 文書警告     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年6月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)   | 0     | 0     |
| 令和5年8月21日 | JPロジスティクス株式会社(法人番号3120901014851)代表者長谷川実 | 大阪府大阪市中央区本町3丁目4番8号 | 尼崎支店   | 兵庫県尼崎市西高洲町16番19     | 文書警告     | 貨物自動車運送事業法第17条第4項    | 令和5年7月11日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適正診断受診状況】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)   | 0     | 0     |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                          | 事業者の所在地             | 営業所の名称  | 営業所の所在地             | 行政処分等の内容                  | 主な違反の条項              | 違反行為の概要   | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------|---------|---------------------|---------------------------|----------------------|---|-------|-------|
| 令和5年8月21日 | 株式会社ジェネシス(法人番号5120101027685)代表者井上弘樹 | 大阪府堺市東区日置荘原寺町231番地5 | 滋賀      | 滋賀県守山市岡町100番地       | 文書警告                      | 貨物自動車運送事業法第17条第4項    | 令和5年5月30日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)  | 0     | 0     |
| 令和5年8月21日 | 株式会社神戸急配社(法人番号5140001011960)代表者内山克紀 | 兵庫県神戸市中央区生田町2丁目2-3  | 六甲アイランド | 兵庫県神戸市東灘区向洋町西6丁目16  | 輸送施設の使用停止(30日車)           | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年11月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 3     | 3     |
| 令和5年8月22日 | ライフ株式会社(法人番号2160001003637)代表者金川海秀   | 滋賀県大津市におの浜三丁目4-40   | 本社      | 滋賀県大津市におの浜三丁目4-40   | 事業停止(30日間)輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号 | 令和5年1月17日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。事業停止については、(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)の1件が認められ、使用停止については、(1)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第6号)、(2)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(3)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)事業者の氏名、名称、住所の未届出(施行規則第44条第1項第5号)の4件が認められた。                          | 31    | 31    |
| 令和5年8月24日 | 春日物流株式会社(法人番号1120001193870)代表者玉置照雄  | 大阪府枚方市春日西町2丁目26番15号 | 本社      | 大阪府枚方市春日西町2丁目26番15号 | 輸送施設の使用停止(10日車)           | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号 | 令和5年3月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)  | 1     | 1     |

| 行政処分等の年月日  | 事業者の氏名又は名称                            | 事業者の所在地              | 営業所の名称 | 営業所の所在地              | 行政処分等の内容        | 主な違反の条項              | 違反行為の概要  | 事業者点数 | 営業所点数 |
|--|---------------------------------------|----------------------|--------|----------------------|-----------------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年8月25日  | 株式会社島組(法人番号5120001049730)代表者島哲治       | 大阪府大阪市西淀川区大野2丁目2番9号  | 本社     | 大阪府大阪市西淀川区大野2丁目2番9号  | 文書警告            | 貨物自動車運送事業法第17条第4項    | 令和4年12月8日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施違反【未実施】【不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)             | 0     | 0     |
| 令和5年8月25日  | 株式会社レトリバー(法人番号4120101043782)代表者北村昌久   | 大阪府泉大津市なぎさ町6番1号      | 本社     | 大阪府泉大津市なぎさ町6番1       | 文書警告            | 貨物自動車運送事業法第9条第3項前段   | 令和5年2月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項) | 0     | 0     |
| 令和5年8月29日  | 株式会社三陸(法人番号7140001085607)代表者原竜也       | 兵庫県南あわじ市八木大久保722番地の1 | 本社     | 兵庫県南あわじ市八木大久保722番地の1 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年3月9日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(安全規則第3条第4項)  | 3     | 3     |
| 令和5年8月29日  | 株式会社ミヨシサービス(法人番号3140001054953)代表者三好修一 | 兵庫県尼崎市大庄西町3丁目22-9    | 本社     | 兵庫県尼崎市大庄西町3丁目22-9    | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第4項    | 令和5年2月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録違反【記録】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)   | 5     | 1     |
| 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号。)が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、基準日車等公示中、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号、第2条第1項第5号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2については、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号、第2条第1項第6号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3とそれぞれ読み替える。 |                                       |                      |        |                      |                 |                      |  |       |       |